

令和7年第1回鹿嶋市農業委員会議事録

鹿嶋市農業委員会会长桐澤いづみは、令和7年1月20日付を以って、同1月28日午後3時00分から鹿嶋市役所3階301会議室において、第1回鹿嶋市農業委員会総会を招集した。

議事日程

- 第1 会期の決定について
- 第2 議事録署名人の選任について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
議案第4号 現況確認証明願（非農地証明）について
議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
議案第6号 鹿嶋市地域計画の変更について
- 第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第3号 水戸地方裁判所執行官からの農地の現況に係る照会について
報告第4号 水戸地方法務局鹿嶋支局登記官からの農地の転用事実に関する照会回答について
報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第6号 使用貸借解約書による通知について
報告第7号 農用地利用集積等促進計画の認可について

出席委員（12名）

1番	出頭勝美君	2番	笛本真由美君
3番	清宮茂信君	6番	大槻勝敏君
8番	今村太一君	10番	笠貫順一君
11番	野口嘉徳君	12番	大川喜美君
13番	日向寺正志君	14番	桐澤いづみ君
15番	田口茂君	16番	谷田川延秀君

欠席委員（2名）

5番	山本清治君	7番	橋本正君
----	-------	----	------

事務局職員出席者（3名）

事務局長兼課長	飯塚俊行
事務局課長補佐	飯島優
事務局係長	岡本圭

農林水産課出席者（1名）

農林水産課長	津島応紀
--------	------

会議の経過

(開会 午後3時02分)

議長 ただいまの出席委員は、12名であり「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立了。

それでは、令和7年第11回鹿嶋市農業委員会総会を開会いたします。

議長 本日の欠席委員でございますが、5番山本清治君、7番橋本正君より欠席する旨、届出がございました。

議長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「会期の決定について」は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

次に、日程第2「議事録署名人の選任について」は、議席順でございますので私から指名させていただきます。

10番笠貫順一君、11番野口嘉徳君の両名を指名いたします。

会議書記として、事務局長兼課長飯塚俊行君を任命いたします。

次に日程第3、議案第1号ないし議案第6号を審議いたします。

議案に係る現地調査に関しましては、議案の審議に応じ遂次、報告を求めます。

なお、ご意見ご質問等発言する際は、鹿嶋市農業委員会規則第20条第2項の規定に基づき、自己の議席番号を告げ、指名されてから発言をお願いいたします。

議長 日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。

係長岡本圭君。

係長 岡本圭君 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

番号1についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しよ

うとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター3台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機5台、糾摺り機1台、光選別機1台、農作業に従事する日数は年間250日、農地の所有につきましては、自作地約215アール、借入地約2481アールでございます。申請地の作付け計画は、水稻、ホウレンソウを予定しております、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号2についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、贈与により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、耕運機1台、農作業に従事する日数は年間240日、農地の所有につきましては、自作地約22アール、貸付地約38アールでございます。申請地の作付け計画は、キャベツ、他野菜を予定しております、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号3についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、贈与により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター導入予定1台、耕運機1台、農作業に従事する日数は年間325日、農地の所有につきましては、借入地約129アールでございます。申請地の作付け計画は、水稻、大根、甘藷、白菜、栗を予定しております、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号4についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、贈与により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、農用トラック1台、田植機1台、農作業に従事する日数は年間180日、農地の所有につきましては、借入地約28アールでございます。申請地の作付け計画は、甘藷を予定しております、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号5についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、

議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、新規就農のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、農作業に従事する日数は年間175日でございます。申請地の作付け計画は、水稻を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号6についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、農作業に従事する日数は年間150日、農地の所有につきましては、自作地約216アールでございます。申請地の作付け計画は、水稻を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

説明は、以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 次に、担当地区委員の現地調査結果について、報告を求めます。

議長 順番を入れ替えて初めに番号5中地内案件について、15番田口茂君にお願いします。

15番 はい、15番田口です。11月25日に現地を確認してきました。作付けした後、草刈がしてあってきれいなままになっておりました。

以上です。問題ないと思います。

議長 次に、番号1谷原・鰐川地内案件について、11番野口嘉徳君にお願いします。

11番 はい、11番野口です。24日現地調査をしました。鰐川に1件あります
が、畑につきましては現在雑草が生えている状態であります。田んぼにつきましては、鰐川を含めて作付けされておりますので特に問題はないと思いま
すので、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 次に同じく番号1宮中地内案件について、8番今村太一君にお願いします。

8番 はい、8番今村です。25日に確認してまいりました。大して草も出てい
なくてロータリーもかけてある状態で何の問題もないと思います。よろしく
ご審議ください。

議長 次に番号2神向寺地内案件について、2番笹本真由美君にお願いします。

2番 はい、2番笹本です。番号2の現地調査についての結果をご報告いたします。調査日は11月26日水曜日でございます。現地はすぐに耕作の様子が見えてて、申請に何ら問題はないと考えました。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に番号3和地内案件について、5番山本清治君が欠席のためその調査結果について事務局より報告願います。

係長岡本圭君。

係 長 はい、5番山本委員より番号3の現地調査の結果をお預かりしておりますので、内容を代読ご報告申し上げます。11月24日に現地を見て参りました。10頁にあります8筆につきましては、長年耕作放棄地とはなってはいるものの農地に復元は可能と思料いたします。また、11頁にあります農地につきましても問題ないと判断いたしました。ご審議の程、お願ひいたします。

議 長 次に番号4武井釜地内案件について、13番日向寺正志君にお願いします。

13番 はい、13番日向寺です。11月26日現地確認をしてきました。目印がなくて何処が申請地なのか特定できなかったのですが、周りの状況を見て問題ないと判断いたしました。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に番号6大船津地内案件について、16番谷田川延秀君にお願いします。

16番 はい、16番谷田川です。11月26日に現地調査を行ってきました。現地は埋められて草が生えて荒れている状態です。しかし農地として利用できないということはないので用途としては可能かと判断いたします。

よろしくお願ひいたします。

議 長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告についてご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」番号1ないし番号6については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 それでは議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

はじめに番号1について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されており、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ、電力系統連系申込書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。地域計画区域につきましては、令和7年11月6日付けで除外されております。

つづきまして番号2について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ、東京電力パワーグリッド株式会社より電力受給契約申込書写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。なお、地域計画区域につきましては、令和7年11月6日付けで除外されております。

つづきまして番号3について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ、東京電力パワーグリッド株式会社より電力受給契約申込書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機

関の残高証明書が添付されております。なお、地域計画区域につきましては、令和7年1月6日付けで除外されております。

最後に番号4について、転用目的は資材置場でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と想料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の預金通帳写しが添付されております。本案件につきましては、農地転用申請前に碎石敷等の工事をすでに実施てしまっていることから、始末書を添付させております。なお、地域計画区域につきましては、令和7年1月6日付けで除外されております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

2番 笹本真由美君。

2番 はい、2番 笹本です。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日は、11月17日月曜日でございます。調査委員につきましては、今村会長代理、日向寺委員、そして私と事務局より飯島課長補佐、小林主事の5名で調査を行いました。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし番号4につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

地元委員さん、ご意見ご質問等ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」番号1ないし番号4については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」ご説明いたします。

目的は砂利採取一時転用による期間延長の変更申請です。申請者、申請地につきましては、議案書記載のとおりです。変更理由ですが、許可書の期間が令和6年4月23日から令和7年1月4日までとなっておりましたが、製品の出荷減少により予定どおり事業が進まなかったため、認可日から令和8年1月4日まで期間を延長する申請であります。

関係書類については、鹿嶋市施設管理課へ大型車両通行にかかる市道使用許可申請書の写し及び令和6年1月12日付けで茨城県鹿行県民センターへ提出した「採取計画認可申請書」の写しが添付されております。農地部分の砂利採取計画については申請時から変更ありません。

その他施設の概要、被害防除等の変更はありません。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会 規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

2番 笹本真由美君。

2番 はい、2番笹本です。議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」現地調査した結果をご報告いたします。

現地調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ申請内容等、特に問題ないことから承認できるものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

課長補佐 はい、議長。

議長 課長補佐飯島優君。

課長補佐 申し訳ございません。先程読み上げました説明について、許可期間を間違えて読み上げてしまいました。改めまして砂利採取期間の方を訂正させていただきたいと思います。転用時期当初令和7年1月16日から令和8年1月15日までとなっておりましたが、今回変更につきまして、令和8年1月16日から令和9年1月15日までとなっております。また、茨城県鹿行県民センター提出日は、令和7年11月5日付けでございます。大変申し訳ございませんでした。

議 長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第3号については、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」は、原案のとおり許可することと決定いたします。

議 長 次に、議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。

係長岡本圭君。

係 長 議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」ご説明いたします。番号1についてです。

願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期、及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化調整区域の農地で、平成12年頃から公衆用道路として利用されておりますが、登記上の地目が畠となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。これらを確認する資料として、道路や側溝などの記載がある平成12年2月「鹿嶋市道路台帳図写」が添付されております。

以上でございます。

議 長 なお、鹿嶋市農業委員会 規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

2番 笹本真由美君。

2番 はい、2番 笹本です。議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」現地調査の結果をご報告いたします。調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。

願出人、願い出に係る土地、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、願い出のとおり非農地に認められると判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

16番 はい、議長。

議長 16番 谷田川延秀君。

16番 谷田川です。担当委員として現地調査をしました。土地改良区域内となっておりますけど、既に土地改良区として除外の方はしております。現地は先程説明があったように敷地内に道路側溝が入っておりまして以前から道路として使われた土地で非農地として問題ないと思料いたします。よろしくお願ひいたします。

議長 ほかにご質問ご意見ありませんか。

それではお諮りいたします。

議案第4号については、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」は、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等 促進計画（案）に対する意見について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長 飯塚俊行君。

局長兼課長 議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

令和7年11月10日付け、鹿嶋市長より「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」農業委員会の意見を求められております。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の要件を満たしていると考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 続いて、農林水産課に説明を求めます。

課長津島応紀君。

課 長 議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

まず貸借期間6年から10年の土地についてご説明いたします。田の新規については22筆で面積が39,089平方メートル、畠の新規については4筆で面積が2,534平方メートル、合計いたしますと26筆で、面積が41,623平方メートルとなっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画」（案）は、原案のとおり承認することと決定いたします。

議 長 次に、議案第6号「鹿嶋市地域計画の変更について」を付議いたします。
事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 それでは議案第6号「鹿嶋市地域計画の変更について」ご説明いたします。
本議案に係る計画の変更の目的は、農地転用でございます。この地域計画

の変更につきましては、先月まで報告事項として総会にかけておりましたが、他自治体の総会での取り扱いや農業委員会へ依頼された計画変更の意見聴取に係る期間が4月当初に比べあることから、あらためまして議案として総会に図るようにしたものです。

協議依頼のありました本議案の土地は、太陽光発電施設10件、自己用住宅3件、資材置場1件の計14件でございます。本議案に係る土地の農地区分は、すべて農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。その他申請地の面積や申請事由につきましては、議案書記載のとおりです。地域計画区域の除外につきましては、令和7年12月5日付けで除外される予定であります。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長　ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

16番　はい、議長。

議長　16番谷田川延秀君。

16番　谷田川です。お聞きしたいのですが、今回の区域除外についてですが、11月の区域除外だろうと思いますが、14番の土地が今回5条の転用許可になつてるので、11月6日に除外となつてるので11月6日の除外なのかどうか確認したいのと始末書があるので早めにやつたということなのかそこはよくわからないのですけど、そこだけ疑問に思いました。よろしくお願いいたします。

議長　事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐　はい。谷田川委員のご指摘のとおりこちらの方実際には除外の公告になつてから申請という流れでございますが、事業を既にやっている状態でして始末書等整合させるために遡って除外をしている状態でございます。ご指摘のとおり日付の方は実際のところはもっと前にやるべきだと思います。

議長　ほかにご質問ご意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案6号「鹿嶋市地域計画の変更について」は、原案のとおり承認することと決定いたします。

議 長 続いて、日程第4報告第1号ないし報告第7号についてであります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、ないし報告第7号「農用地利用集積等促進計画の認可について」は、鹿嶋市農業委員会事務局処務規程第6条に基づき、専決処分いたしました。

この報告について、ご意見ご質問はありませんか。

議 長 なければ以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和7年第1回鹿嶋市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時36分)

上記のとおり会議のてん末を記録し、署名する。

鹿 嶋 市 農 業 委 員 会 長

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人